

議事日程 (第3号)

平成21年12月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第46号議案 平成21年度中間市一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第 2 第47号議案 平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 3 第48号議案 平成21年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 4 第49号議案 平成21年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 5 第50号議案 平成21年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 6 第51号議案 平成21年度中間市水道事業会計補正予算 (第2号)
(日程第1～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第55号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第56号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(日程第7～日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 第57号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 意見書案 子どもの医療費のさらなる軽減と医療費助成実施を理由
第 1 5 号 とする国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置廃止を
求める意見書
(日程第10 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第11 意見書案 住宅用太陽光発電システムへの補助制度を求める意見書
第 2 0 号
(日程第11 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第12 意見書案 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌
第 2 1 号 ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書
(日程第12 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第13 意見書案 さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書
第 2 2 号

(日程第13 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第14 意見書案 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
第23号

(日程第14 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第15 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番	中家多恵子君	2 番	藤本 利彦君
3 番	安田 明美君	4 番	植本 種實君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	原田 隆博君	8 番	井上 太一君
9 番	掛田るみ子君	10 番	草場 満彦君
11 番	中尾 淳子君	12 番	古野 嘉久君
13 番	上村 武郎君	14 番	井上 久雄君
15 番	山本 慎悟君	16 番	堀田 英雄君
17 番	片岡 誠二君	18 番	下川 俊秀君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	小南 哲雄君
教育長	吉田 孝君	総務部長	中野 諭君
市民部長	小島 一行君	福祉事務所長	溝口 悟君
建設産業部長	野上 忠良君	教育部長	中村信一郎君
上下水道局長	佐藤 満洋君	市立病院事務長	行徳 幸弘君
消防長	一田 健二君	総務課長	白尾 啓介君
経営企画課長	松尾 壮吾君	財政課長	高橋 洋君
課税課長	門司 清君	環境保全課長	赤木 良一君
こども育成課長	白橋 宏君	介護保険課長	山本 信弘君

健康増進課長	……	中尾三千雄君	教育総務課長	……	一田 和彦君
生涯学習課長	……	山崎 淳子君	営業課長	……	有川 善博君
下水道課長	……	永野 博之君			

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第46号議案

日程第2. 第47号議案

日程第3. 第48号議案

日程第4. 第49号議案

日程第5. 第50号議案

日程第6. 第51号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、第46号議案から日程第6、第51号議案までの平成21年度各会計補正予算6件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第46号議案一般会計補正予算（第5号）のうち、総務委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の総額は2,700万円で、一般会計の総額は162億3,410万円とするものです。補正の主なものといたしましては、歳入として、本年度の普通交付税が確定いたしましたので、その額を減額いたしております。本年度における地方交付税の総額は、地方財政計画により15兆8,200億円とし、前年度から2.7%増と示されておりましたが、本市は第一次産業就業者数及び耕地面積の規模が他の自治体と比較し小さいことなどから、本年度普通交付税額は40億4,410万円となり、昨年度と比較して4,680万円、1.2%増にとどまり、今回の減額補正となったものです。

また、歳出における職員人件費について、本年も定員管理計画に基づき、退職者の補充抑制及び人事院勧告に準じた給与引下げにより職員給7,240万円、一般職期末勤勉手当8,420万円、特別職期末手当240万円がそれぞれ減額され、総額1億7,120万円を減額いたしております。

次に、総務費として、一般管理費に1,772万円の増額補正をいたしておりますが、この主なものは旧恩給組合追加共済費の不足分を補正するものであります。この旧恩給組合追加共済費でございますが、公務員の年金は恩給制度がその前身でありまして、全額税

金で賄われておりましたが、昭和３７年に地方公務員共済組合法が施行され、労使が折半で保険料を負担する現行の共済年金制度に切り替えられております。

この旧恩給組合追加共済費は昭和３７年の制度切り替え時点に在籍していた職員の切り替え時までの年金給付財源を自治体が負担するもので、共済組合からの請求に基づき支出し、負担金の額は若干の増減がありますが、平成１８年度から減額傾向にありましたものが今年度は前年度比で２，０００万円に近い増額となったため、今回補正予算に計上いたしましたものです。

消防費では、災害対策費に９００万円を増額しております。内容につきましては、全国瞬時警報システム整備に要する委託料であり、このシステムが設置されますと消防庁から発せられる気象警報や弾道ミサイル情報といった１８項目に係る緊急情報が通信衛星を経由して市庁舎に設置される当システムの受信機に送信され、この受信機が自動起動して市内２１カ所に設置していますコミュニティ無線から音声発信されることになります。

国による情報覚知から市民への伝達まで時間的なロスを最小限にすることができるシステムであり、全国的に整備が進められているものであり、安全、安心な市民生活の確保を図るものです。

以上が当委員会に付託されました概要であります。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４６号議案のうち、市民文教委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、市民部所管の総務費につきまして申し上げます。

まず、諸費としまして、市税過年度還付金６５６万円が増額されております。これは企業の前年度法人市民税額の半分を年度の途中にあらかじめ納める予定納税額より決算後の確定税額が下回ったことにより、納め過ぎの法人市民税を還付するものです。

次に、賦課徴収費として１３０万円が増額されております。これは徴収事務に要する委託料で、従来、税金等は郵便局以外の金融機関でしか納入できなかったものがこのシステムの改修により、市内どの金融機関でも納入可能となり、市民の方の利便性もよくなるという経費の計上です。

次に、教育部所管で歳出の主なものは、学校管理費として、小学校管理運営に要する経費２２５万円が増額されております。内容といたしましては、消防設備点検の指摘による各小学校の消防設備修繕及び衛生検査の指摘による給食室トイレ内の手洗い設置等の緊急

修繕に要する経費です。

次に、教育振興費として、要保護及び準要保護対象者の増加により、小学校３００万円、中学校２００万円がそれぞれ扶助費として増額されております。

次に、保健給食費のうち、職員人件費２，０４８万円が減額されております。これは人事異動によるものです。

以上が当委員会に付託されました議案の内容でございます。最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４６号議案のうち、保健福祉委員会に付託されました所管部分並びに第４７号議案、第４９号議案、第５０号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告いたします。

まず、第４６号議案一般会計補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、民生費の社会福祉費では、障害者自立支援給付費１，７３０万円が増額されております。児童福祉費では、児童センターリンク移転工事に要する経費８，９６０万円が増額され、国から執行が停止された子育て支援特別手当に要する経費４，１８０万円が減額されています。

生活保護費では、母子加算の復活に伴う生活扶助費など扶助費５，８８０万円が増額されています。

衛生費の保健衛生費では、新型インフルエンザ対策として、低所得者の予防接種を無料とする補助金２，５００万円が計上されています。

次に、第４７号議案特別会計国民健康保険事業補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、諸拠出金等が確定したことに伴い、老人保健拠出金４，７５０万円、後期高齢者支援金等１，３００万円、介護納付金１，２９０万円が減額されています。

歳入の主なものは、国民健康保険税１億６，３００万円、療養給付費交付金５，９６０万円が減額され、前期高齢者交付金１億４，１１０万円、歳入欠かん補填収入１，４４０万円が増額されています。

次に、第４９号議案介護保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

保険事業勘定の歳出では、人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費３５０万円が減額され、介護保険制度の啓発パンフレット作成費用として、印刷製本費２２０万円が増額されています。

歳入では、歳出補正に伴う職員給与等繰入金３５０万円が減額され、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金２２０万円が増額されています。

次に、サービス事業勘定の歳出では、居宅介護支援等事業に用いる公用車の購入費用として、居宅介護支援事業費１３０万円が増額されています。

歳入では、前年度繰越金１３０万円が増額されています。

次に、第５０号議案後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正の主なものは、出納整理期間である４月及び５月に収納された後期高齢者医療保険料の受け入れに係る会計年度が、福岡県後期高齢者広域連合と市町村とで異なるため生じたものとなっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金１，１６０万円が増額されています。

歳入の主なものは、一般会計繰入金５０万円を減額し、償還金及び還付加算金３０万円、繰越金１，１８０万円が増額されています。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。最後にそれぞれ採決いたしました結果、第４６号議案、第４７号議案、第４９号議案は賛成多数で、第５０号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４６号議案、第４８号議案及び第５１号議案の補正予算３件につきまして、建設上下水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず第４６号議案平成２１年度中間市一般会計補正予算（第５号）につきまして申し上げます。

歳入の主なものとしたしましては、交通違反反則金の還元金交付金の交付額が確定し、交通安全対策特別交付金１３０万円が計上されております。

歳出の主なものとしたしまして、総務管理費では交通安全対策費として市内街路灯の電気代２５０万円、交通安全施設整備工事費１３０万円を計上しております。

農業費では人件費の調整で１０万円を計上しております。商工費及び土木管理費におきましては人件費の調整でそれぞれ８０万円、３８０万円の減額をいたしております。道路橋りょう費の道路維持費では、市内道路補修や側溝の浚渫、改良等の工事費に７５０万円を計上し、また道路新設改良費では二タ股東中牟田線道路改良工事に１００万円を計上いたしております。

都市計画費の都市計画総務費では、公共下水道事業特別会計繰出金の確定に伴い２，７２０万円の減額補正をしております。

街路事業費では、人件費の調整で１９万円を計上しております。

衛生費の主な内容としたしましては、合併浄化槽の設置基数が１２基から１９基へ７基

増加したことにより、国庫補助金８０万円、県費補助金８０万円をそれぞれ増額しております。

次に、第４８号議案平成２１年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出では人事異動及び給与改定により人件費を１，５２０万円減額し、また下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことにより、受益者負担金報償費を４００万円増額するものであります。

歳入では、下水道受益者負担金を１，６００万円増額し、一般会計繰入金を２，７２０万円減額するものであります。

以上の補正により、歳入歳出それぞれ１，１２０万円減額し、予算の総額を２０億７，１１０万円とするものであります。

次に、第５１号議案平成２１年度中間市水道事業会計補正予算（第２号）につきまして申し上げます。

今回の補正は、本年度、西部浄水場更新計画に伴う高度浄水処理方式の有効性を実証するために実験調査業務を委託し、本年度末までの予定で実験を開始しておりますが、今後予定しております厚生労働省への変更許可申請を円滑に行うためには、年間を通じた浄水処理の安定的な有効性を実証することが必要となりましたことから、実験調査期間を平成２２年９月まで延長することに伴い、本委託業務を２カ年事業とするため、平成２２年度に２，８９０万円を追加し、総額５，６９０万円の継続費として計上するものであります。

以上、３議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、全議案とも賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

共産党議員団を代表しまして討論を行います。

第４６号議案平成２１年度中間市一般会計補正予算（第５号）、第４７号議案平成２１年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）、第４８号議案平成２１年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）、第４９号議案平成２１年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）並びに第５１号議案平成２１年度中間市水道事業会計補正予算（第２号）、いずれも関連性がありますので、一括して討論を行います。

今回の補正予算は主に人事院勧告に基づく特別職及び一般職員の給与等の減額によるものです。6月に行われた人事院勧告による減額分とあわせると、これは本年4月から11月までの7カ月間ですが、その額は実に約7,200万円にも及び、職員の生活設計を狂わせることはもちろん、民間企業の労働者に多大な影響を与えることは明らかなです。こうしたことは、地域経済を一層冷え込ませることは必至であります。

今日の不景気を回復させるには内需の拡大を図り、中小企業や商店を元気づけることです。そのためにも国民の購買力を高めることが要になっています。すなわち、個人の所得引き上げにこそ力を注がなければならないのに、今回の給与引き下げはこれに全く逆行するものです。これまで以上に経済不況を深刻化させ、長引かせることにつながる補正予算は到底認められません。

以上、反対討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第46号議案から第51号議案までの平成21年度各会計補正予算6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第46号議案平成21年度中間市一般会計補正予算（第5号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第48号議案平成21年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第４８号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第４９号議案平成２１年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第４９号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第５０号議案平成２１年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第５０号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５１号議案平成２１年度中間市水道事業会計補正予算（第２号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第５１号議案は原案のとおり可決されました。

日程第７．第５５号議案

日程第８．第５６号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第７、第５５号議案及び日程第８、第５６号議案の条例改正２件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第５５号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、個人住民税における寄付金控除の対象が拡大されたことに伴い、寄付金控除の対象に住民の福祉の増進に寄与する寄付金として社会福祉法人及び学校法人等に対する寄付金を追加するものとなっています。

最後に採決をいたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第

でございます。よろしくご審議のほど、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第56号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告いたします。

今回の条例改正は、乳幼児医療の対象年齢の引き上げによるものです。本市の乳幼児医療費の対象者については、現在、小学校入学前までの乳幼児を対象としていますが、全国的にも少子化対策の観点から対象を拡大する動きが各自治体で進んでいることから、拡大の方向を検討した結果、小学校3年生相当の年齢まで引き上げを図るものとなっております。

また、対象に小学生が含まれることから、条例名を中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例に改め、条例の施行日を平成22年4月1日とするものであります。執行部から対象年齢の引き上げにより、対象者は1,046名増加し、医療費は約4,000万円の増額が見込まれますとの説明がありました。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第55号議案及び第56号議案の条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第55号議案中間市市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は委員長の報告のとおり可決することに

決しました。

次に、第５６号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第５６号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

日程第９．第５７号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第９、第５７号議案公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、市民文教委員長の報告を求めます。掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第５７号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回、提案されております公の施設の指定管理者の指定について、現在、中間市生涯学習センターの指定管理者であります株式会社ドットコミュニケーションが平成２２年３月３１日をもって期間満了となります。中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の第２条の規定に基づき公募を行いましたところ、４つの事業者等から申請があり、指定管理者の候補者を選定するため、同条例施行規則に基づき、指定管理者選定委員会を設置し、審査を行った結果、株式会社西日本医療福祉総合センターが選定されました。

選定理由といたしまして、利用者の平等な利用の確保、サービスの向上を図るための事業計画や運営計画が総合的に高い評価を得たことによるという説明がありました。このことにより、当該事業者を中間市生涯学習センターの指定管理者として指定し、指定期間を平成２２年４月１日から平成２５年３月３１日までの３年間とすることについて、最後に採決をいたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議のほど、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第57号議案公の施設の指定管理者の指定について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いたします。

第57号議案は、中間市生涯学習センターの施設管理者を株式会社西日本医療福祉総合センターに指定するというものです。自公政権による構造改革のもとで、規制緩和と公務の市場化、縮小を意図とした指定管理者制度は2006年9月に全面施行されました。指定管理者制度は公の施設の管理代行を公共的団体に限らず民間企業にも開放し、市民の税金でつくった施設を企業が運営して利益を上げることが可能にする制度です。各分野の専門的技術、能力や集客力を持つ企業や非営利団体による企画、運営に期待が寄せられる一方で、営利を目的にする企業が公共施設を運営することの弊害も懸念されます。

例えば、営利追求の余りに安全性やサービス水準が低下すること、あるいは施設の設置目的から逸脱してただ利用者を増やすことのみを追求する恐れがあります。また、管理経費の削減ということで、人件費を削減し、不安定雇用を拡大し、短期の臨時職員中心の運営となって、仕事の専門性や継続性を損ない、市民サービスを低下させてしまいます。

以上のことから、施設管理者として指定されている株式会社西日本医療福祉総合センターは営利を目的にした民間企業であることから、この第57号議案に反対するものです。

以上で終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第57号議案公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 意見書案第15号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、意見書案第15号子どもの医療費のさらなる軽減と医療費助成実施を理由とする国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置廃止を求める意見書を議題とし、

提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

子どもの医療費のさらなる軽減と医療費助成実施を理由とする国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置廃止を求める意見書案の提案説明をいたします。

子どもの医療費無料化は1961年に岩手県沢内村でゼロ歳児の医療費無料化を行ったことから始まりました。その後、全国で子どもの医療費無料化を求める声上がり、2001年には全都道府県、全市区町村で実施されました。しかし、市区町村の独自制度として行われているため、助成対象年齢など制度内容に大きな格差がありました。どこに生まれ住んでも子どもは等しく大切に育てられるべきであるということから、全国各地で市区町村制度の充実とともに、国としての制度創設を求める動きも広がっていきました。国による医療費無料制度創設を求める請願署名は2009年5月までに約126万7,900筆が国会に提出され、自治体からの意見書は2009年5月現在、41都道府県、757市町村に広がっています。

また、国による医療費無料制度創設に賛同する現職国会議員は2009年6月1日現在、衆議院では、自民党10人、民主党44人、共産党9人、社民党3人、国民新党1人、無所属2人の69人、参議院では、公明党2人、民主党46人、共産党7人、社民党3人、国民新党1人、新党日本1人、無所属4人の64人で、合計133人に達しています。

2001年6月、参議院本会議で乳幼児医療費の国庫助成等、出産・育児に係る経済的負担の軽減などに取り組むことを求める少子化対策推進に関する決議を全会一致で採択するとともに、全国市長会、全国町村会、全国市議会議長会でも乳幼児の医療費無料化や負担軽減を求める決議を採択しました。

こうした中で、国も2002年4月から3歳未満児の窓口負担が3割から2割に軽減され、2008年からは就学前まで2割負担に軽減されました。

一方、全国の自治体は子どもの医療費助成制度を独自に実施し、拡充しております。厚生労働省の乳幼児医療費に対する公費負担事業実施状況によりますと、2008年4月1日現在、外来について助成対象を就学前以上とする市区町村数は1561、全市区町村数の86.1%に達しています。入院について助成対象を就学前以上とする市区町村数は1,763で、全市区町村数の97.2%に達しています。

また、中学校卒業まで助成する市区町村数は外来で235、入院で390となっており、その後もさらに広がっています。

ところが、政府は子どもの医療費の軽減措置を講じる一方で、医療費の窓口負担を軽減する市町村に対して、国民健康保険療養給付費など国庫負担金を減額しているため、国民健康保険財政の運営に大きな支障をもたらしています。

地方自治体が実施している子どもや重度障害者、ひとり親家庭の医療費助成制度は子育て世代の経済的負担を軽減し、社会的弱者が安心して医療を受け、健康を保持する上で必

要不可欠な施策です。

全国市長会は2006年6月7日、政府に対し国民健康保険制度に関する要望として、各種医療費助成制度等、市町村単独事業の実施に対する療養給付負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止することを要望する決議を採択しました。

以上のことから、政府に対し、子どもの医療費無料制度を早急に創設するとともに、十分な財源措置を講ずること、また地方自治体が実施している福祉医療制度に伴う国民健康保険療養給付費など国庫負担の減額算定措置を廃止するよう求めるものです。

以上で提案説明を終わります。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第15号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○議員（10番 草場 満彦君）

意見書案第15号に対しての反対討論を行います。

乳幼児や障害者に対する医療費の助成は多くの自治体で実施をされておりますが、医療費の自己負担分を支払わずに受診できる現物支給方式を採用している自治体に対しては、窓口で無料となるので医療費の増額につながるという理由で、国民健康保険国庫負担金が減額措置をされているのが現況かと思えます。

窓口で無料にしたことによって医療費が増えるという現状であるのであれば、むしろこの国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止するよりは、義務教育就学前の現在2割である一部負担金を75歳以上の一般低所得者並みの1割に引き下げる等の措置を講じた方がよいのではないかと考えております。

自治体間の公平性、例えば現物支給をしているところとそうでないところ、また支給対象年齢の違いという観点からも、財源の観点からもその方が望ましいのではないかと考えられます。

民主党政権においては、子ども手当が毎月2万6,000円支給されるのでありますから、そこから医療費は払っていただく、私は医療費の軽減の意味からも、無料化よりも現在の2割負担を1割負担にするというのが望ましい姿であると考えております。

以上の観点から、本意見書案には全面的な賛意を示しがたいものがあります。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第15号子どもの医療費のさらなる軽減と医療費助成実施を理由とする国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置廃止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第15号は原案否決されました。

日程第11．意見書案第20号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第11、意見書案第20号住宅用太陽光発電システムへの補助制度を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第20号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第20号住宅用太陽光発電システムへの補助制度を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（起立）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 意見書案第21号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第12、意見書案第21号子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第21号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。これより意見書案第21号子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第２１号は原案のとおり可決されました。

日程第１３．意見書案第２２号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第１３、意見書案第２２号さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第２２号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第２２号さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第２２号は原案のとおり可決されました。

日程第１４．意見書案第２３号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第１４、意見書案第２３号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を

議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第２３号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第２３号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第２３号は原案のとおり可決されました。

日程第１５．会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第１５、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第７６条の規定により、議長において植本種實君及び堀田英雄君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、

平成 2 1 年第 6 回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前10時44分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 植 本 種 實

議 員 堀 田 英 雄